

# 容器包装リサイクルについて

## 容器包装リサイクル法とは

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行された法律。

(法律の所管は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の5省共管。)

## 【容器包装リサイクル法】

正式名称 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

施行 平成9年4月

目的 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(第1条)。

容器包装リサイクル法の特徴は、それまで市町村だけが全面的に責任を負っていた容器包装廃棄物の処理について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、事業者(容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことにあります。これによって、市町村のみならず、事業者にとっても廃棄物を減らせれば経済的なメリットが、逆に廃棄物を増やせば経済的なデメリットが生じることとなります。

## 1). 各々の役割

### (1)消費者の役割「分別排出」

リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物を得るため、消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。市町村の定める分別収集基準にしたがって容器包装廃棄物の徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

### (2)市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、自治体ごとに作成する容器包装廃棄物の分別収集に関する5か年計画に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図る役割を担います。

### (3)事業者の役割「リサイクル」

事業者はその事業活動で用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、容器包装リサイクル法に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。

また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化や量り売り、レジ袋の有料化等による、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

## 2). 容器包装とは

この法律で「容器包装」とは、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり消費されると不要になるもの」と定義されています。容器包装のうち、再商品化義務対象となる容器包装と再商品化義務対象とならない容器包装は以下の通りです。

### 企業に再商品化(リサイクル)する義務がある素材

・ガラスびん ・ペットボトル ・プラスチック容器包装 ・紙製容器包装

### 企業に再商品化(リサイクル)する義務がない素材

・アルミ缶 ・スチール缶 ・紙パック\* ・段ボール

\* 内側にアルミが使用されていないものが対象となります

※「再商品化の義務」がある4素材は、容器包装リサイクル法制定時、資源としての価値が低かったため、市町村が分別収集してもお金を支払わないとリサイクルできない(逆有償)ものでした。一方、「再商品化の義務」の無い4素材は、当時から資源としての価値が高いということで、お金を払わないでもリサイクルされていた(有償)ため、法律制定時に再商品化義務の対象から除外されました。

## 3). 誰が再商品化の義務を負うか

再商品化(リサイクル)義務を負う事業者		
1. 特定容器利用事業者	販売する商品に特定容器を用いる事業者(特定容器入りの商品を輸入する場合も含む)	
2. 特定容器製造等事業者	特定容器を製造する事業者(特定容器入りの商品を輸入する場合及び特定容器の輸入を含む)	
3. 特定包装利用事業者 ※下記に相当する小規模事業者は適用除外になります。		
業 種	製造業等、社団・財団法人、学校法人等	小売業、サービス業、卸売業
年間売上高	2億4千万円以下	7千万円以下
常時使用の従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

## 4). 市町村に資金を拠出する仕組みの創設

容器包装廃棄物の分別収集は市町村が行い、リサイクルは事業者が行っていますが、市町村が異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底などにより質の高い分別収集を実施した場合、リサイクルに要する費用が低減されるので、当初想定していたリサイクル費用の想定額を下回ることとなります。実際に要したリサイクル費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集の徹底が、容器包装廃棄物のリ

サイクルに係る社会的コストの効率化、リサイクルの合理化へ寄与した程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが平成18年に創設されました。各市町村への資金の拠出については、容器包装に係る3Rをより効果的・効率的に推進する観点から、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによるリサイクル費用の低減額等に注目して行います。

※武蔵野市の平成26年度の容器包装再商品化合理化拠出金実績

¥5,214,219

## 5). 市がその他プラスチックを有料化した場合

今後、市が新たにその他プラスチックの収集・処理を有料化することになると、従来透明か半透明の袋に入れて排出すれば良いとされていたものが、市指定の有料ゴミ袋に入れて排出しないと収集・処理されないこととなります。この場合、市は再商品化義務を負う事業者ではありませんので、瑞穂町のリサイクル工場で資源化の為に容器包装プラスチックを分別する際には、市指定有料ゴミ袋は容器包装リサイクルのルートには乗らず、異物として扱われ選別残渣として武蔵野市に戻され焼却されることとなります。そこで、1年間で、どの位の量の袋が戻ってくるかを計算すると以下のようになります。

【平ボディの嵩密度(1t=約 44.41 m<sup>3</sup>)を使用した場合】

$$1,873t \times 44.41 \text{ m}^3 = 83,179.93 \text{ m}^3 = 83,179,930\text{l}$$

$$\text{指定有料袋 } 10\text{l 用} = \text{約 } 9\text{g} \rightarrow 1\text{l} = \text{約 } 0.9\text{g}$$

$$83,179,930\text{l} \times 0.9\text{g} = \text{約 } 74.86\text{t}$$

【パッカー車の嵩密度(1t=約 11.88 m<sup>3</sup>)を使用した場合】

$$1,873t \times 11.88 \text{ m}^3 = 22,251.24 \text{ m}^3 = 22,251.24\text{l}$$

$$22,251.24\text{l} \times 0.9\text{g} = \text{約 } 20.03\text{t}$$

(嵩密度はいずれも環境省資料より)

## 6). 拡大生産者責任という用語について

拡大生産者責任(英語の Extended Producer Responsibility の訳語、略してEPR)とは、経済協力開発機構(OECD)が提唱した概念で「製品に対する生産者の物理的および経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策上の手法」と定義されています。これを環境政策にあてはめると次の2点にまとめられます。

- ① 地方自治体から生産者に責任を移転する。
- ② 生産者が製品設計において環境に対する配慮を取込む。

つまり、これまで行政が回収・廃棄やリサイクルなどに負担していた使用済製品の処理に係る費用を、その製品の生産者に負担させるようにするものです。そうすることで、処理にかかる社会的費用を低減させるのみならず、なによりも生産者が使用済製品の処理にかかる費用をできるだけ下げようとするのがインセンティブとなるために、結果的に製品を設計する際にリサイクルしやすい製品や廃棄処理の容易な製品などといった環境的側面に配慮した製品に移行することを狙っています。